

賃金引き上げに向けた『同一労働同一賃金』対応説明会の 第3回目を開催しました！

令和5年10月5日



◀ 「パートタイム・有期雇用労働法」について説明する
雇用環境・均等室職員

▼下左
「労働者派遣法」について説明する
職業安定部 需給調整事業室 職員

下右▼
「業務改善助成金の概要」について説明する
雇用環境・均等室職員（左奥）



茨城労働局では、賃金引き上げに向けた「同一労働同一賃金」対応説明会を8月29日、9月5日、10月5日の計3回、オンラインにて実施し、「パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の概要」、「同一労働同一賃金実現のための具体的な企業の取組」、企業に対する支援策として、「助成金制度の概要」について説明いたしました。

最後の説明会となる第3回目の本日は105名と多くの方にご参加いただきました。

局内各課室・関係機関等と連携し、引き続き「同一労働同一賃金」の実現に向けて周知してまいります。

また、「茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）」では、専門家派遣により個別支援を相談無料で実施しています。事業主の皆さまにおかれましては、説明会の内容を今一度確認したい、説明会を踏まえて具体的な取組を進めたい等の際には是非ご利用ください。

【お問い合わせ先】

- パートタイム・有期雇用労働法について
雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 労働者派遣法について
職業安定部需給調整事業室 電話：029-224-6239
- 業務改善助成金について
助成金事務センター 電話：029-246-6371
- 働き方改革推進支援センター
電話：0120-971-728